二　承認経営革新計画に従って共同で事業を行う者の三分の二以上が中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する中小企業者及び組合等であること。

三・四　［略］

2　施行令第三条第一項第一号イの経済産業省令で定める基準のうち異分野連携新事業分野開拓に係るものについては、次のとおりとする。

一　中小企業等経営強化法第十七条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って共同で事業を行う者の数が四人以上であること。

二　認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って共同で事業を行う者の三分の二以上が中小企業等経営強化法第十七条第一項に規定する認定中小企業者（次号において「認定中小企業者」という。）であること。

三・四　［略］

（施行令第三条第一項第二号ハの経済産業省令で定める基準）

第三十条　施行令第三条第一項第二号ハの経済産業省令で定める基準は、次のいずれかとする。

一～五　［略］

六　中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認を受けた中小企業者及び組合等（以下「承認中小企業者及び組合等」という。）が同法第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って会社である他の承認中小企業者及び組合等と合併する場合において、当該合併後存続する会社若しくは当該合併により設立した会社が、当該承認経営革新計画に従って経営の相当部分の向上を円滑かつ適切に実施するために行う事業であること。

2・3　［略］

二　承認経営革新計画に従って共同で事業を行う者の三分の二以上が中小企業等経営強化法第八条第一項に規定する中小企業者及び組合等であること。

三・四　［略］

2　施行令第三条第一項第一号イの経済産業省令で定める基準のうち異分野連携新事業分野開拓に係るものについては、次のとおりとする。

一　中小企業等経営強化法第十一条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って共同で事業を行う者の数が四人以上であること。

二　認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って共同で事業を行う者の三分の二以上が中小企業等経営強化法第十一条第一項に規定する認定中小企業者（次号において「認定中小企業者」という。）であること。

三・四　［略］

（施行令第三条第一項第二号ハの経済産業省令で定める基準）

第三十条　施行令第三条第一項第二号ハの経済産業省令で定める基準は、次のいずれかとする。

一～五　［略］

六　中小企業等経営強化法第八条第一項の承認を受けた中小企業者及び組合等（以下「承認中小企業者及び組合等」という。）が同法第九条第二項に規定する承認経営革新計画に従って会社である他の承認中小企業者及び組合等と合併する場合において、当該合併後存続する会社若しくは当該合併により設立した会社が、当該承認経営革新計画に従って経営の相当部分の向上を円滑かつ適切に実施するために行う事業であること。

2・3　［略］

（施行令第三条第一項第二号ニの経済産業省令で定める基準）

第三十一条　施行令第三条第一項第二号ニの経済産業省令で定める基準は、次のいずれかとする。

一～七　［略］

八　承認中小企業者及び組合等が中小企業等経営強化法第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って会社である他の承認中小企業者及び組合等に対して出資し、若しくは他の承認中小企業者及び組合等とともに出資して会社を設立する場合において、当該出資を受けた会社若しくは当該出資に基づいて設立された会社が、当該承認経営革新計画に従って経営の相当部分の向上を円滑かつ適切に実施するために行う事業であること。

2～5　［略］

（施行令第三条第一項第二号ホの経済産業省令で定める基準）

第三十三条　施行令第三条第一項第二号ホの経済産業省令で定める基準は、中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認を受けた一般社団法人（前条の要件を満たすものに限る。以下、この条において同じ。）が、同法第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って会社である他の承認中小企業者及び組合等（一般社団法人を除く。）に対し出資し、又は他の一般社団法人とともに出資して会社を設立する場合において、当該出資を受けた会社が、当該承認経営革新計画に従って経営の相当部分の向上を円滑かつ適切に実施するために行う事業であること。

2　［略］

（施行令第三条第二項第一号の経済産業省令で定める者）

第三十五条の二　施行令第三条第二項第一号の経済産業省令で定める者は、中小企業者、特定会社若しくは商工会、商工会連合会、商工会議所若しくは日本商工会議所（以下「商工会等」という。）、市町村（特別区を

（施行令第三条第一項第二号ニの経済産業省令で定める基準）

第三十一条　施行令第三条第一項第二号ニの経済産業省令で定める基準は、次のいずれかとする。

一～七　［略］

八　承認中小企業者及び組合等が同法第九条第二項に規定する承認経営革新計画に従って会社である他の承認中小企業者及び組合等に対して出資し、若しくは他の承認中小企業者及び組合等とともに出資して会社を設立する場合において、当該出資を受けた会社若しくは当該出資に基づいて設立された会社が、当該承認経営革新計画に従って経営の相当部分の向上を円滑かつ適切に実施するために行う事業であること。

2～5　［略］

（施行令第三条第一項第二号ホの経済産業省令で定める基準）

第三十三条　施行令第三条第一項第二号ホの経済産業省令で定める基準は、中小企業等経営強化法第八条第一項の承認を受けた一般社団法人（前条の要件を満たすものに限る。以下、この条において同じ。）が、同法第九条第二項に規定する承認経営革新計画に従って会社である他の承認中小企業者及び組合等（一般社団法人を除く。）に対し出資し、又は他の一般社団法人とともに出資して会社を設立する場合において、当該出資を受けた会社が、当該承認経営革新計画に従って経営の相当部分の向上を円滑かつ適切に実施するために行う事業であること。

2　［略］

（施行令第三条第二項第一号の経済産業省令で定める者）

第三十五条の二　施行令第三条第二項第一号の経済産業省令で定める者は、中小企業者、特定会社、商工会、商工会連合会、商工会議所若しくは日本商工会議所（以下「商工会等」という。）、市町村（特別区を含む。